

令和4年（2022年）

第5回可児市議会定例会議案

令和4年8月23日

目 次

認定第1号	令和3年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について	1
認定第2号	令和3年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1
認定第3号	令和3年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第4号	令和3年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第5号	令和3年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第6号	令和3年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第7号	令和3年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第8号	令和3年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第9号	令和3年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第10号	令和3年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第11号	令和3年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第12号	令和3年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第13号	令和3年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について	7
認定第14号	令和3年度可児市水道事業会計決算認定について	7
認定第15号	令和3年度可児市下水道事業会計決算認定について	8
議案第51号	令和4年度可児市一般会計補正予算（第4号）について	9
議案第52号	令和4年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	9
議案第53号	令和4年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	10
議案第54号	令和4年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	10
議案第55号	令和4年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について	11
議案第56号	令和4年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）について	11
議案第57号	可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第58号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	19
議案第59号	教育委員会委員の任命について	20
議案第60号	人権擁護委員候補者の推薦について	21
議案第61号	令和3年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	22
議案第62号	令和3年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	23

認定第1号

令和3年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について

令和3年度可児市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第2号

令和3年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第3号

令和3年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第4号

令和3年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第5号

令和3年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第6号

令和3年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第7号

令和3年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第8号

令和3年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第9号

令和3年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第10号

令和3年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第11号

令和3年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第12号

令和3年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第13号

令和3年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第14号

令和3年度可児市水道事業会計決算認定について

令和3年度可児市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

認定第15号

令和3年度可児市下水道事業会計決算認定について

令和3年度可児市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第51号

令和4年度可児市一般会計補正予算（第4号）について

令和4年度可児市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第52号

令和4年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第53号

令和4年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第54号

令和4年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第55号

令和4年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について

令和4年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第56号

令和4年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和4年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第57号

可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

可児市職員の育児休業等に関する条例（平成4年可児市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する<u>非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、当該期間の末日から6箇月を経過する日、</u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、<u>当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満</p>

了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(i) (略)

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

(i) (略)

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(7) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について、当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この項において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(i) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1)及び(2) (略)
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1)及び(2) (略)
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき(当該子について、この号に掲げる場合に該当して育児休業している場合であって、第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日

き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後であるときにあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をするときにあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) (略)

(2) (略)

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間において、アからウまでに掲げる場合に該当して育児休業をしたことがないとき

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するとき(当該子について、この条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて、次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) (略)

(3) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3箇月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) (略)

(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業を

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間において、前3号の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の

<p>しようとすること。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3箇月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>期間の初日とする育児休業をしようとすること。</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について、<u>既にしたもの</u>を除く。)の終了後、3箇月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の第3条第5号及び第11条第6号に規定する育児休業等計画書を提出した職員については、なお従前の例による。

議案第58号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を可児市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
星野 廣典	可児市久々利*****

議案第59号

教育委員会委員の任命について

次の者を可児市教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
梶田 知靖	可児市下恵土*****

議案第60号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
加藤 準一	可児市今渡*****
堀井 玲子	可児市桜ヶ丘*****
荻野 伊久雄	可児市広見*****
三好 英隆	可児市西帷子*****

議案第61号

令和3年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金419,214,873円のうち379,041,311円を
資本金に組み入れ、40,173,562円を建設改良積立金に積み立てる。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第62号

令和3年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金988,418,411円のうち476,971,168円を資本金に組み入れ、511,447,243円を減債積立金に積み立てる。

令和4年8月23日提出

可児市長 富田 成輝